

ビジテーション群馬

面会交流支援事業のご案内

子どもは両親の離婚後も健やかに成長するためには別居親との不断の交流を通じて双方から愛されていることを実感し続けることが不可欠です。



面会交流と養育費は離婚後の父母の子どもに対する協同養育責任と関わる重要な義務です。

面会交流は子どもを精神的に支え、養育費は子どもを経済的に支える義務です。面会交流と養育費は車の両輪のようなものです。

成長し、「お父さん、お母さん、私たちは幸せよ。」と言われるような父親、母親になれるための橋渡しができればと思っております。

親子間の安定的で継続的な交流が実現できるよう、子どもの利益を最優先に考えて支援をします。

支援員スタッフ

元家事調停委員。元民事調停委員、元教諭、保護司、児童民生委員、看護師、介護福祉士、精神心理カウンセラー、薬剤師、司法書士、行政書士等です。

ビジテーション群馬



Eメール suzuki88pmykc04@gmail.com

面会交流支援事業

ビジテーション群馬

1. 主旨

離婚後の子の監護に関する事項を定める民法 766 条が改正された。(平成 23 年 6 月公布、平成 24 年 4 月 1 日施行)

- (1) 子どもの監護について協議を定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」を明記
- (2) 父母が子の監護について必要な事項を定める場合は「子の利益を最優先して考慮しなければならない」とした

- ・面会交流と養育費は離婚後の父母の子どもに対する協同養育責任と関わる重要な義務である
- ・面会交流は子どもを精神的に支え、養育費は子どもを経済的に支える義務である
- ・面会交流と養育費は車の両輪のような関係である

2. ビジテーション群馬とは

- ・子育てを終え、各分野で活躍しているお父さん、お母さんの集まりです
- ・実際面会交流支援員を経験したり、面会交流を経験した方々よりの要望を参考に立ち上げました

支援員

元家事調停員、元民事調停員、元教諭。保護司、民生委員、看護師、介護福祉士、精神心理カウンセラー、薬剤師、司法書士、行政書士等です

3. 面会交流の意義

- (1) 別居親との離別のダメージを癒す
- (2) 愛されているという安心感、自己肯定感を得る
- (3) 自尊感情を育む
- (4) 親を知ることが自我を形成する助けとなる

4. 支援の内容

- (1) 2 歳頃 ～ 小学生の子どもの面会を希望する父母
- (2) 別居中か離婚後に子どもとの面会を希望している父母
- (3) 面会交流の実費が負担できる父母

5. 支援手続き

- (1) お父さん、お母さんがそれぞれメールで申し込みをして頂きます
- (2) お互い都合の良い事前面談日を何日か伺います
- (3) 後日面談日を決定し、別々な日か時間をずらし、お聞きします。その時、面会交流は子どものために行うこと、支援を受けている際に守るべきこと、プライベートに配慮しながら子どもの置かれている状況や利用者が直面している問題などを出来る限りお聞きします
- (4) お互い面会交流の合意が出来ましたら、契約書を作成し、実施となります
- (5) 支援員は常に 2 人体制で実施されます

6. 支援費用

(1)事前面談費用(父母共) 2,000 円

(2)契約作成費用(〃) 3,000 円

(3)契約書書換費用(〃) 2,000 円

(4)支援費用

①子ども 1 人、1 時間 父母共 3,000 円

②子ども 2 人、1 時間 父母共 4,000 円

③子ども 1 人、2 時間 父母共 4,000 円

④子ども 2 人、2 時間 父母共 5,000 円

7. 今悩んでいること、(家庭内紛争、人間関係)について、電話や面接による相談も受け付けております。自分のこと、家族のこと、相談してみませんか。話をして行くうちに気持ちの整理ができるようになりますよ。

8. ビジテーション群馬へのお問い合わせ

Eメール： suzuki88pmykc04@gmail.com